市有財産の貸付に係る
一般競争入札参加案内

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

入札参加を希望される方は、この案内をよく読み、内容を十分に把握した上で、手続きを進めてください。

【申込受付期間】

◎令和８年 11 月６日（金）～令和８年 11 月 20 日（金）

◎建設部交通政策課〈茨木市役所　南館４階〉へ、申込用紙を持参してください。（令和８年 11 月 20 日（金）必着）

【入札執行日・場所】

◎令和８年 11 月 24 日（火）　茨木市役所　本館６階　入札室

※入札開始時刻については実施要領を参照してください。

【問い合わせ先】

茨木市建設部交通政策課（担当：駐車施設係）

茨木市駅前三丁目８番 13 号

℡ 072 - 647 - 2916

市有財産の貸付に係る一般競争入札の概要

1　入札の案内

入札公告・ホームページによる周知　　令和８年 11 月６日（金）

↓

2　実施要領等配布期間

令和８年 11 月６日（金）～令和８年 11 月 20 日（金）＜土・日等市役所閉庁日を除く＞

午前９時～午後４時 30 分

茨木市役所　南館４階　建設部交通政策課事務室で配布

又はホームページからダウンロード

↓

3　申込書提出期間

令和８年 11 月６日（金）～令和８年 11 月 20 日（金）＜土・日等市役所閉庁日を除く＞

午前９時～午後４時 30 分

茨木市役所　南館４階　建設部交通政策課事務室で配布、受付（郵送不可）

↓

4　地質調査期間及び現地見学会

入札申込書を提出された方は地質調査期間に当該入札地の地質調査を行えます（土・日等市役所閉庁日を除く）。

【現地見学会】　令和８年 11 月 10 日（火）

【地質調査期間】令和８年 11 月 11 日（水）～令和８年 11 月 12 日（木）

※現地見学会、地質調査期間の詳細については実施要領でご確認ください。

↓

5　入　　札

令和８年 11 月 24 日（火）

茨木市役所　本館６階　入札室

※入札開始時刻は実施要領でご確認ください。

↓

6　落札・落札者決定

↓

7　契約締結

令和８年 12 月 28 日（月）までに契約していただきます。賃貸借契約書（茨木市保管のもの１部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

↓

8　貸付料の納付

年度	賃貸料	支払期限の日
令和８年度 （令和８年12月○日～令和９年３月31日）	-----円 落札金額 －（Ａ＋Ｂ）	本契約締結日から30日以内
令和９年度 （令和９年４月１日～令和10年３月31日）	-----円 Ａ　落札金額×12／28	令和９年４月30日
令和10年度 （令和10年４月１日～令和11年３月31日）	-----円 Ｂ　落札金額×12／28	令和10年４月30日

↓

9　貸付期間

契約締結日から令和 11 年３月 31 日まで

目　　次

ページ

1　市有財産の貸付に係る一般競争入札の実施要領

（1）　貸付物件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

（2）　貸付条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

（3）　参加申込・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

（4）　現地見学会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

（5）　地質調査期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

（6）　入札の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

（7）　落札者の決定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

（8）　契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

（9）　賃付料の支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

(10)　その他の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

(11)　問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

2　行政財産の一時貸付契約書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

3　一般競争入札参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

4　地質調査申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

5　入札参加者受付済証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

6　委　任　状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

7　入札保証金納付確認書兼請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

8　入　札　書（見本）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

9　誓　約　書（入札用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

10　誓　約　書（茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱用）・・・・・２３

11　物　件　明　細　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

市有財産の貸付に係る
一般競争入札の実施要領

（１）貸付物件（土地）

所在地番	地目	貸付面積	所有者	最低貸付料
茨木市双葉町 487 番１ 494 番６	宅地	3,311.78 ㎡ のうち 462 ㎡	大阪府 茨木市	21,084,900 円 ※貸付期間 (28 か月分)総額
合　　計		462 ㎡		

◎市が病院誘致事業により活用するまでの間、市有財産の有効活用の観点から、管理上支障のない範囲（駐車場用地余剰スペースの一部）で貸付を行います。

◎貸付面積（地積）は、市が算出した概測面積です（測量未実施）

◎土地の詳細については、別紙「物件明細」を参照ください。「物件明細」は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料ですので、必ず、入札参加者自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。また、「物件明細」の内容が現況と異なる場合は、現況が優先します。

◎本物件（工作物、残存物等含む。）は現状有姿のまま引き渡します。

（２）貸付条件

◎貸付方法

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の４第２項第４号に基づく行政財産の貸付とします。

なお、契約は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 601 条の規定に基づく臨時的・一時的な賃貸借契約とし、借地借家法の規定の適用はないものとします。

◎禁止用途

次の１から７に該当する使用はできません。

１　政治的又は宗教的用途

２　悪臭・騒音・土壌汚染、大型車両の通行増大等、近隣環境を損うと予想される用途

３　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第２

条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

４　暴対法第２条第２号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するもの等、公序良俗に反する用途

５　建物（借地借家法第 25 条の規定により同法の適用を受けない一時使用のためのものを除く。）の設置を伴う用途。

６　その他、茨木市が適さないと判断した下記用途

・駐車場用途（コインパーキング、月極駐車場・駐輪場など）

※茨木市として令和７年３月 31 日に双葉町駐車場を閉鎖。

・その他、中型以上のトラックなどによる搬入等により、騒音、排気ガス等を発生する恐れのある用途

※隣接エリアは茨木市事業［市民等によるにぎわい活動の場（官民共創事業）等］にて活用予定であるため、当該エリアへ支障のない用途での活用が必要です。

７　第三者をして１から６の用途に使用させること

◎貸付の期間

１　当該財産（現在は暫定駐車場用地の残地）は、本市病院誘致建設予定用地の一部であるため、貸付期間は、契約締結日から病院建設着工予定前の令和 11 年３月 31 日までとします。

２　貸付期間の満了または契約解除等により、賃貸借契約を終了する時は、賃借人の責任において原状回復措置を実施していただきます。

◎貸付料

１　茨木市が賃借人として決定した者が提示した金額をもって貸付料とします。

２　貸付料の支払いは、毎年度１年度分を、茨木市が発行する納付書により、茨木市が指定する期日までに納めるものとします。ただし、初年度は４か月分を支払うものとします。指定された期日までに納付しない場合は、遅延利息を徴収することがあります。

◎貸付物件にかかる賃借権については、登記しないこととします。

◎賃借権の譲渡、転貸等

１　賃借人は、本件賃借権を譲渡、転貸することはできません。

２　賃借人は、茨木市の書面による承諾なしに、貸付物件の区画形質を変更することはできません。

◎貸付期間中の貸付地の管理は、賃借人に責任を持って行っていただきます。なお、万一貸付期間中に貸付地内において事故等が発生した場合は、賃借人の責任において処理していただきます。

◎茨木市職員等が貸付物件について、実地調査を行い利用状況等について報告を求めた場

合は、賃借人は協力しなければなりません。

◎契約の解除

次のいずれかに該当するときは、賃貸借期間中であっても、賃貸借契約を解除します。

1　賃借人が賃貸借契約に定める義務を履行しないとき

2　公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき

3　茨木市暴力団排除条例（平成 24 年茨木市条例第 31 号）第８条第１項第６号の規定に該当するとき

(３)参加申込

◎入札参加案内等の配布

日時：令和８年 11 月６日（金）～令和８年 11 月 20 日（金）
＜土・日等市役所閉庁日を除く＞
午前９時～午後４時 30 分

場所：茨木市駅前三丁目８番 13 号
茨木市役所　南館４階　建設部交通政策課事務室
電話　072‐647‐2916

※入札参加案内等は市役所のホームページからもダウンロード可能です。

◎申込受付（申込時に必要な書類を持参してください。）

日　時：令和８年 11 月６日（金）～令和８年 11 月 20 日（金）
＜土・日等市役所閉庁日を除く＞
午前９時～午後４時 30 分

提出先：茨木市駅前三丁目８番 13 号
茨木市役所　南館４階　建設部交通政策課事務室（郵送不可）

◎申込時に提出していただくもの

1　一般競争入札参加申込書

2　入札参加者受付済証

3　誓約書（入札用）

◎申込時にお渡しするもの

1　入札保証金納付書（３枚複写）

2　入札参加者受付済証（受付印が押印されたもの）

※入札保証金納付書の支払は茨木市役所庁舎内銀行に限ります。

◎入札参加資格

入札には、次の方が参加していただけます。

１　入札は、個人、法人を問わず、参加していただけます。

２　次の(1)から(9)までのいずれにも該当しない方。

(1) 成年被後見人

(2) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

(3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(4) 民法第 17 条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(6) 破産者で復権を得ていない者

(7) 地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（一般競争入札に参加させることができると認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号から第４号まで又は第６号の規定に該当する者

(9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者

３　次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない方（(1)から(6)までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後２年を経過しない者を含む。）。

(1) 茨木市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 茨木市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が茨木市と契約を締結すること又は茨木市との契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法(昭和 22 年法律第６７号)第 234 条の２第１項の規定により茨木市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて茨木市との契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

４　個人の場合は市（町）民税を、法人の場合は法人市（町）民税を完納（過年度にお

いても滞納がないこと）している者とします。

◎留意事項

1　入札参加希望者は、この要領の記載事項、物件明細及び行政財産の一時貸付契約書の各条項並びに入札物件の法令上の規制をすべて承知したうえで入札されるものとします。

2　入札保証金の納付又は賃貸借契約において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。

3　**価格についての問い合わせには一切お答えできませんので、予めご了承ください。**

（4）現地見学会

◎開催日時：令和８年 11 月 10 日（火）　10 時 00 分開始（雨天決行）

◎会場：入札物件の現地付近

◎参加申込方法：参加を希望される場合は、令和８年 11 月９日（月）15 時までに建設部交通政策課駐車施設係（電話 072-647-2916）へ電話にて申し込んでください。

◎留意事項

1　駐車場はありません。電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

2　現地見学会の参加は、入札参加者１名につき、概ね３名以内とします。

3　現地及びその周辺での名刺の交換やこれに類する行為は禁止します。

4　参加希望者がない場合、現地見学会は開催しません。

5　開催当日に茨木市への遅延連絡等もなく、**開始時刻を過ぎて参加申込者の来場が確認できない場合、現地見学会は中止します。**

（5）地質調査期間

◎調査期間：令和８年 11 月 11 日（水）～令和８年 11 月 12 日（木）

＜土・日等市役所閉庁日を除く＞

◎留意事項

1　調査を行うには、入札参加申込書及び地質調査申込書を提出する必要があります。

2　調査を行う順番については、入札参加申込順とします。

3　調査に伴うトラブルを防止するため、騒音・振動等が発生する場合は、周辺住民等に対する周知や了解を得る等の事前調整をお願いします。

4　調査終了時には原状回復での返還をお願いします。

5　調査後は、調査結果報告書の提出をお願いします。

（６）入札の実施

◎入札日：令和８年 11 月 24 日（火）　15 時開始

◎入札場所：茨木市駅前三丁目８番 13 号　茨木市役所　本館６階　入札室

１　入札当日の**受付は、入札開始時刻の 15 分前**から行います。

２　入札室への入室は２名までとします。

３　**入札開始時刻までに受付と入札保証金の納付手続きを済ませた方が入札に参加できます。**お早めにご来場ください。

４　入札開始時刻になりますと、入札会場を閉鎖しますので、遅れて来られた方は入札に参加できません。

５　**郵送による入札はできません。**

◎当日持参していただくもの

１　入札参加者受付済証（受付印が押印されたもの）

２　入札保証金納付確認書兼請求書

３　**領収印押印済の入札保証金領収証書（原本及び写し１部）**

４　入札書

５　委任状（代理人が参加される場合のみ。）

入札申込者の印鑑証明書（発行後３ヶ月以内）とともに持参してください。

６　印鑑（実印）

代理人が参加される場合は、委任状の代理人使用印と同じ印鑑をご持参ください。

７　筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）

８　本書（市有財産の貸付に係る一般競争入札の実施要領）

◎入札保証金

１　入札に参加される方(以下「入札者」という。)は、入札前に入札保証金として入札金額の 100 分の５以上（円未満切上げ）に相当する金額を、あらかじめ配付した納付書により納付してください。

２　第１回目の入札で落札しない場合には、再度入札を行いますので、再入札があることを見越した上で、必要な金額を最初から納付してください。再入札の場合に入札保証金を追加して納付することはできません。

３　茨木市が指定する日までに落札者が賃貸借契約を締結しないとき（落札後、本要領の入札参加資格の項目に該当する者であることが判明し、失格したときを含む）は、

入札保証金は茨木市に帰属します。

4　落札者を除いた入札者には、開札終了後、あらかじめ入札者が指定する金融機関の口座（入札者名義人の口座に限る）に口座振替にて還付します。なお、還付にあたっては30日程度の期間を要します。落札者の入札保証金は、契約保証金に充当します。

5　入札保証金に利子はつきません。

◎委任状

代理人が入札をされるときは、別掲の様式により委任状を提出してください。

◎入札書の書き方

1　入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑（実印）を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑を押印してください。

2　金額は、アラビア数字（０、１、２、３・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「￥」を付け、物件の**貸付期間の総額（月額貸付料に28か月分を乗じた額）**を記入してください。令和８年12月分は１か月未満となる場合がありますが、１か月分として計算してください。

3　土地の貸付は、消費税非課税取引のため消費税は含みません。

4　入札者は、提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回することができません。

◎入札の無効事由

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

1　入札参加資格のない者がした入札またはその権限を証する書面を提出せず、茨木市の確認を得ないで代理人がした入札

2　指定の時刻までに提出しなかった入札

3　所定の入札書によらない入札

4　入札保証金を納付していない者の入札

5　**入札金額が入札保証金の20倍を超える入札**

6　入札者又はその代理人の記名押印がない入札

7　代理人が入札する場合で、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札

8　入札者又はその代理人が一人で２枚以上の入札をした場合、その全部の入札

9　入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

10　入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札

11　入札金額を訂正した入札

12　入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

13　**郵送、電送をもって送付してきた入札**

14　入札に関する公告又はこの要領に違反した入札

（７）落札者の決定等

◎開札

１　開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行います。

２　有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、茨木市が定めた最低貸付料以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

３　前号に該当する者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。この場合に、入札者はくじ引きを辞退することができません。

◎再入札

１　開札の結果、最高入札金額が茨木市の定めた最低貸付料に達しないときは、直ちに、再入札を行います。この場合は、第１回目の入札に参加しなかった方及び棄権した方は再入札に参加することはできません。

２　再入札の結果、なお、最高入札金額が茨木市の定めた最低貸付料に達しないときは、入札を打ち切ることがあります。

３　入札者は、前項の入札の打ち切りに対して異議を申し立てることはできません。

◎入札の中止または延期

１　入札者が連合し、又は不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、その方を入札に参加させず、または入札の執行を延期したり、中止することがあります。

２　入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、または中止することがあります。

（８）契約の締結

◎契約の締結

落札者は、行政財産貸付申請書を提出のうえ、令和８年 12 月 28 日（月）までに＜土・日等市役所閉庁日を除く＞、別掲一時貸付契約書により契約締結を行っていただきます。

１　賃貸借契約は、必ず「落札者」名義とします。

２　契約を締結するときには、実印、印鑑証明書、住民票の写し（法人の場合は、代表者事項証明書）、最近１年の市（町）民税納税証明書（法人の場合は、法人市（町）民税納税証明書）及び茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱に基づく誓約書を提出して頂きます。

なお、各証明について、発行後３か月以内のものとします。

３　契約に要する費用（収入印紙等）は、落札者の負担とします。

◎契約保証金

1　契約保証金は、貸付料の滞納や、貸付物件返還時の原状回復の不履行があった場合、その費用に充当することを目的としています。貸付料の滞納に充当した場合は、不足が生じた額を速やかに納付してください。また、貸付物件返還時の原状回復の不履行があった場合は、原状回復のための費用に充当し、残余金がある場合は還付しますが、不足が生じる場合は、賃借人に不足額を請求します。

2　賃借人が当該物件を原状回復し、茨木市への引渡しの手続きが完了した後、茨木市は、賃借人からの請求に基づき、上記１に記載している充当金を控除後の、茨木市が認定した金額をもって契約保証金を口座振替にて還付します。なお、還付にあたっては、請求を受けてから還付までには 30 日程度の期間を要します。

3　契約保証金に、利子はつきません。

4　契約保証金は、貸付料に充当することができません。

(９)貸付料の支払い

◎落札者は、初回の貸付料について賃貸借契約締結日を含めて 30 日以内に、茨木市が発行する納付書で、茨木市が指定する金融機関で納付してください。

◎賃貸借契約締結の日から 30 日目が、土・日・祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納付期限となります。

(10)その他の注意事項

◎物件の引き渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。

◎貸付用途上、元駐車場区画フェンスを撤去する場合は、茨木市（建設部交通政策課）と調整のうえ、落札者において撤去してください。

◎貸付物件を利用するにあたっては、公序良俗に反することのないよう、また、都市計画法等各種関係法令等を遵守してください。

◎貸付物件に関する隣接土地所有者、地域住民、関係者との調整等については、すべて落札者において行っていただきます。

◎落札者は賃貸借契約締結後、貸付物件の引き渡しの日までの間に茨木市の責めに帰すことのできない理由により、貸付物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

◎落札者は、賃貸借契約締結後、貸付物件に契約不適合があることを発見しても、貸付料の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

◎開札結果は、速やかに茨木市ホームページ等で公表します。

また、入札の公平性・透明性確保のため、**入札内容（物件所在地、貸付面積、入札者の**

住所・氏名・入札金額）をホームページ等で公表する予定ですので、このことを了承した上で入札に参加してください。

◎落札者が、賃貸借契約に定める義務を履行しないために茨木市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

◎入札への参加、契約締結、その他この契約に関する一切の費用は、入札参加申込者の負担とします。

(11)問い合わせ先

◎茨木市駅前三丁目８番 13 号
茨木市役所　南館４階　建設部交通政策課
（担当：駐車施設係　2884・2885）
電話(直通)　072 - 647 - 2916

行政財産賃貸借契約書（案）

賃貸人 茨木市（以下「甲」という。）と、賃借人 ○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約は、借地借家法（平成３年法律第90号）の適用はないものとする。

（貸付物件）

第１条　甲は、末尾記載の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に一時貸付し、乙はこれを一時賃借する。

（賃貸借の期間）

第２条　貸付期間は、令和８年12月○日から令和11年３月31日までとする。

（指定する用途）

第３条　乙は、貸付物件を次に指定する用途以外に供してはならない。

指定用途　○○○○○○

（契約保証金）

第４条　甲は、乙から納付された入札保証金（○○○○○○円）を契約保証金として充当するものとする。

２　甲は、乙が本契約に定める義務を履行したときは、第１項に定める契約保証金を乙に還付する。

３　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、第17条の規定に基づき本契約を解除し、第１項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。乙の責に帰すべき事由により契約が無効または履行不能となった場合においても、また同様とする。

４　第１項に定める契約保証金には利息を付さない。

（賃貸料の支払い）

第５条　貸付期間にかかる賃貸料は、○○○○○○円とする。

２　乙は、次の表に定める各年度の賃貸料を、甲の発行する納付書により、甲の指定する金融機関において、それぞれ同表に定める支払期限の日までに支払わなければならない。ただし、支払期限の日が土曜日、日曜日等金融機関の休業日に当たるときは、直前の金融機関の営業日を支払期限の日とする。

年度	賃貸料	支払期限の日
令和８年度 （令和８年12月○日～令和９年３月31日）	-----円 落札金額 －（Ａ＋Ｂ）	本契約締結日から30日以内
令和９年度 （令和９年４月１日～令和10年３月31日）	-----円 Ａ　落札金額×12／28	令和９年４月30日
令和10年度 （令和10年４月１日～令和11年３月31日）	-----円 Ｂ　落札金額×12／28	令和10年４月30日

（遅延損害金）
第６条　乙は、前条の支払期限までに賃貸料を支払わないときは、支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ遅延利息として当該金額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延損害金（百円未満であるときは、支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を、甲の発行する納付書により、甲に支払う。
（賃貸料の改定）
第７条　甲は、第５条の賃貸料が物価の変動等により、又は近隣の土地の地代と比較して不相当となったときは、賃貸料を改定することができる。
（特約条項）
第８条　乙は、別記の特記事項を了承したうえ、借り受けるものとする。
２　乙は、別記の特記事項を遵守し、履行しなければならない。
（契約不適合責任等）
第９条　乙は、引き渡された貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときにも、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。
２　本契約に基づく甲の義務は、本契約に明記されたものに限定され、甲は乙に対し、その余の一切の債務及び責任は負わない。
（権利の譲渡等の禁止）
第10条　乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の使用権を第三者に譲渡し、若しくは当該物件を転貸し、又は当該物件の使用目的を変更してはならない。
（物件保全義務等）
第11条　乙は、善良な管理者の注意をもって貸付物件の維持保存に努め、また、天災その他の事由によって当該物件が第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとする。
（使用上の制限）
第12条　乙は、貸付物件に新たに建物（工作物を含む）を建築し、又は既存建物（工作物を含む）の増築、改築等をおこなうときは、事前に理由を付した書面をもって甲の承認を求めなければならない。
（貸付物件の維持経費）
第13条　甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持・保存・改良・その他の行為をするために要する経費はすべて乙の負担とする。
（使用上の損傷等）
第14条　乙は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失又はき損した場合において、甲が要求するときは自己の負担において原状に回復しなければならない。
（届出義務）
第15条　乙の代表者に変更が生じた場合は、速やかに甲に届け出なければならない。
（実地調査等）
第16条　甲は、貸付物件について随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この

場合において、乙はこの調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（契約の解除）

第17条　甲は、第１号又は第２号の事由が生じたときは乙に対して相当期間を定めて通告した上で、第３号の事由が生じたときは何らの通告をすることなく、本契約を解除することができる。

（１）乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

（２）公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

（３）茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第８条第１項第６号の規定に該当するとき。

（貸付物件の返還）

第18条　乙は、貸付期間が満了した場合又は甲が前条の規定により本契約を解除した場合は、貸付物件を自己の負担で原状に回復し甲に返還しなければならない。

（損害賠償）

第19条　乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第20条　乙は、貸付期間が満了した場合又は第17条の規定により本契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、一切これを甲に請求しないものとする。

（契約の費用）

第21条　本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第22条　本契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲・乙協議の上定めるものとする。

本契約の締結を証するため本書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和８年12月〇日

甲　　茨木市駅前三丁目８番13号
茨木市
代表者　茨木市長　福　岡　洋　一

乙

（別記）

特記事項

1　貸付物件（工作物、残存物等含む）は、現状有姿のまま引き渡す。なお、乙が工作物、残存物等の撤去等をする際には、事前に甲と協議すること。

2　貸付物件につき、土壌汚染、埋設物及び地盤に関する調査は行っていない。駐車場として利用される以前の用途（前土地所有者による用途）に由来する地中障害物（松杭等）が存在する可能性があるが、詳細は不明である。

3　貸付物件の利用に当たっては、都市計画法等各種関係法令等を遵守すること。

4　周辺住民等に迷惑をかけないこと。周辺住民等からの苦情等は、乙の責任及び負担において、対処すること。

5　周辺住民等から貸付物件に関して損害賠償請求があれば、乙の責任及び負担において対処、弁済し、茨木市に求償しないこと。

6　１～５以外にも、支障や乙の負担が生じる可能性があるが、全て乙の責任及び負担において対応すること。

物件の表示（土地）

所　　在	地　目	貸付面積
茨木市双葉町487番１・494番６	宅地	3,311.78㎡のうち462㎡

市有財産の貸付に係る一般競争入札参加申込書

私は茨木市が実施する下記物件の貸付に係る一般競争入札に参加したいので、入札実施要領等を承知の上、申し込みします。

記

◎入札参加物件（土地）

所在地番	地目	貸付面積
茨木市双葉町 487 番 1 494 番 6	宅地	3,311.78 ㎡のうち 462 ㎡

令和　　年　　月　　日

茨木市長　　福　岡　洋　一　様

入　札　申　込　者

住　　所
（所在地）

氏　　名　　印
（法人名及び代表者名）

※この申込書は、入札参加者受付済証と２枚１組です。申込みのときに２枚とも提出してください。

市有財産の貸付に係る地質調査申込書

私は茨木市が所有する下記財産の地質調査を行いたいので、入札実施要領及び裏面に記載されている誓約事項を承知の上、申し込みします。

記

◎入札参加物件

所在地番	地目	貸付面積
茨木市双葉町 487 番 1 494 番 6	宅地	3,311.78 ㎡のうち 462 ㎡

令和　　年　　月　　日

茨木市長　　福　岡　洋　一　様

調　査　申　込　者

住　　所
（所在地）

氏　　名　　印
（法人名及び代表者名）

＜共有名義の場合＞
共有者住所
（所在地）

氏　　名　　印

共有者住所
（所在地）

氏　　名　　印

◎誓約事項

・当該土地を地質調査するに当たって、下記の事項を遵守します。

１　調査を行う前に作業内容を書面で報告します。

２　調査後は原状回復して、土地を返還します。
　　原状回復に必要な経費については、調査申込者で負担します。

３　調査中に第三者に事故が生じた場合は、調査申込者で責任を負います。

４　調査に伴う周辺住民との調整及び苦情等が生じた場合は、調査申込者で対応します。

５　次の各号のいずれかに該当するときは、調査を中止し、市に土地を返還します。
　(1)調査物件を市が公用又は公共用に供するため必要とするとき
　(2)調査申込者が上記事項を履行しないとき

６　調査結果については、報告書を作成し提出します。
　　地質調査費用及び報告書作成費用については調査申込者で負担します。

市有財産の貸付に係る一般競争入札参加者受付済証

入　札　申　込　者

住　　所
（所在地）

氏　　名　　印
（法人名及び代表者名）

記

◎入札参加物件（土地）

所在地番	地目	貸付面積
茨木市双葉町 487 番 1 494 番 6	宅地	3,311.78 ㎡のうち 462 ㎡

※この受付済証は、申込時に受付印を押印して、お返ししますので、

入札時に必ずお持ちください。

なお、受付印のないものは無効です。

受　付　印

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

私は茨木市が実施する市有財産の貸付に係る一般競争入札に参加するに当たり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1　委任する権限

市有財産の一時貸付に係る一般競争入札に関する一切の権限

◎入札参加物件（土地）

所在地番	地目	貸付面積
茨木市双葉町 487 番 1 494 番 6	宅地	3,311.78 ㎡のうち 462 ㎡

2　代　理　人

住　　所

（所在地）

氏　　名

（法人名及び代表者名）

代理人使用印

入　札　申　込　者

住　　所

（所在地）

氏　　名　　印　　（印鑑登録印）

（法人名及び代表者名）

受　　付 確　認　欄	

※入札申込者の印鑑証明（発行後３か月以内のもの）を必ず持参し、受付に提示してください。

市有財産の貸付に係る入札保証金納付確認書兼請求書

茨木市が実施する一般競争入札の入札保証金として、下記の金額を納付しました。落札者とならなかった場合等、納付した入札保証金を返還するときは、下記に記載の口座に振り込んでください。

記

◎入札参加物件（行政財産・土地）

所在地番	地目	貸付面積
茨木市双葉町487番１ 494番６	宅地	3,311.78㎡のうち462㎡

◎納付した入札保証金（金額の先頭に￥マークをつけてください。）

百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※領収証書（原本及び写し１部）を添付してください。

（あて先）茨木市長

入札申込者（共有名義の場合は代表者）

住所

商号

代表者　　㊞

令和　　年　　月　　日

下記の口座に振り込み願います。

金融機関名	銀行･農協・信金･信組 ・その他（　　）								銀行コード				
支店名	支店・支所								支店コード				
預金種別	普通　・　当座	←どちらかに○をしてください	口座番号								(7桁・右詰)		
振込口座名義	フリガナ												
	漢字												

入　　札　　書

最初の数字の前に￥をお書きください。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
￥	1	2	3	4	5	6	7	8	9

◎入札参加物件（土地）

所在地番	地目	貸付面積
茨木市双葉町 487 番 1 494 番 6	宅地	3,311.78 ㎡のうち 462 ㎡

市有財産の貸付に係る一般競争入札の実施要領等を承認のうえ、一般競争入札価格の総額（月額貸付料に 28 か月分を乗じた額）上記金額をもって入札いたします。

令和　　年　　月　　日

茨木市長　福　岡　洋　一　様

み　ほ　ん

入　札　申　込　者
住　　所
（所在地）
氏　　名　　印
（法人名・代表者名）　（実印）

代　　理　　人
住　　所
（所在地）
氏　　名　　印
（代理使用印）

【注意】

1　黒または青のボールペンまたは万年筆でご記入ください。

2　金額は、アラビア数字で記載し、最初の数字の前に「￥」を付けてください。

3　代理人が入札する場合は、入札申込者の住所・氏名（印は不要）を記入のうえ、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

誓　約　書（入札用）

私は茨木市が実施する市有財産の貸付に係る一般競争入札の申込みについて、次の事項を誓約します。

１　市有財産の貸付に係る一般競争入札実施要領の入札参加資格を満たしています。

２　入札に際し、市有財産の貸付に係る一般競争入札実施要領、物件明細、行政財産賃貸借契約書、入札物件の法令上の規制等すべて承知の上で参加いたします。

令和　　年　　月　　日

茨木市長　福　岡　洋　一　様

入　札　申　込　者

住　　所
（所在地）

氏　　名　　印
（法人名及び代表者名）

別記様式（第３関係）

誓　約　書

年　　月　　日

（あて先）茨木市長

住所
氏名
（法人その他の団体にあっては、所在地、
名称及び代表者の氏名）
生年月日　　年　　月　　日

私は、次の事項について誓約します。

なお、この誓約の内容に関して必要な場合には、自己の法人その他の団体の役員等の住所、氏名及び生年月日を記載した名簿を本人の同意の上、提出するとともに、大阪府茨木警察署に照会することを承諾します。

自己又は自己の法人その他の団体及びその役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

(1) 暴力団
(2) 暴力団員
(3) 暴力団密接関係者

上記の（1）から（3）までに該当するものがあった場合は、茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱第５第１項に基づく措置を受けることを承諾します。

※ この様式に記載された個人情報は、暴力団を排除する目的以外には使用しません。

（裏面）

茨木市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。次号及び第４条第１項において「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。

(4)～(6)　（略）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　（略）

(2) 暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(3)～(5)　（略）

(6) 暴力団員　暴力団の構成員をいう。

(7)・(8)　（略）

茨木市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第３条　条例第２条第３号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（ウにおいて「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

物　件　明　細

土地	所在地		地目	貸付面積		
	町名	地番	公簿			
	茨木市双葉町	487番1 494番6	宅地	3,311.78㎡のうち462㎡		
最低貸付料	21,084,900円 ※貸付期間（28か月分）総額					
土地の状況	地勢:ほぼ平坦地					
接面道路の状況	南側:幅員約4.7～5.05メートルの市道			私道負担	無	
法令等の制限	都市計画区域	市街化区域				
	用途地域	商業地域	建ぺい率	80%	容積率	400%
	その他	第七種高度地区、防火地域、まちなみ景観区域、にぎわい景観形成地区、屋外広告物許可区域（第3種許可区域）、都市機能誘導区域、居住誘導区域、 埋蔵文化財包蔵地外				

供給処理施設	項目	利用施設	配管等の状況	照会先
	電気	関西電力	敷地内引込みなし	関西電力送配電(株) 0800-777-3081
	ガス	大阪ガス	敷地内引込みなし	大阪ガスネットワーク(株) ガス導管ダイヤル　0120-544-209
	上水道	市営水道	敷地内引込みあり	茨木市水道部工務課 072-620-1692
	下水道	公共下水道	敷地内引込みなし	茨木市建設部下水道施設課 072-620-1667

特記事項

①貸付面積（地積）は、市が図面等から算出した概測地積です（測量未実施）

②本物件（フェンス等の工作物、残存物等含む）は現状有姿のまま引き渡しますので、落札者の責任及び負担で撤去等を行う場合は、事前に茨木市（建設部交通政策課）に相談してください。

③本物件は土壌汚染、埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。駐車場として利用される以前の使用用途に由来する地中障害物（松杭等）が存在する可能性があるが、詳細は不明です。

④本物件の利用に当たっては、都市計画法等各種関係法令等を遵守してください。

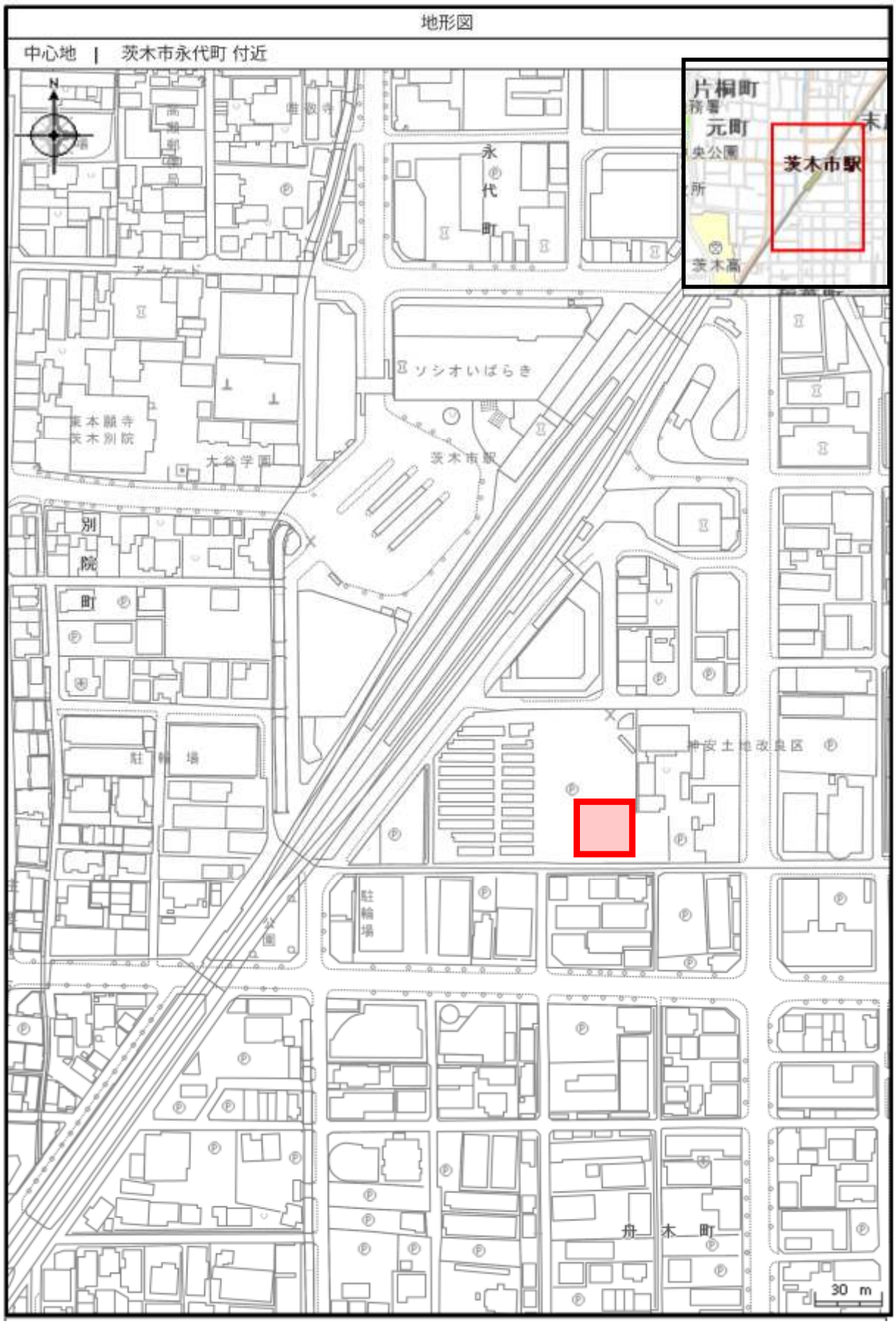
⑤周辺住民等に迷惑をかけないこと。周辺住民等からの苦情等は、落札者の責任及び負担において、対処してください。

⑥周辺住民等から本物件に関して損害賠償請求があれば、落札者の責任及び負担において対処、弁済し、茨木市に求償しないこと。

⑦上記以外にも、支障や落札者の負担が生じる可能性がありますが、全て落札者の責任及び負担において、対応してください。

「物件明細」は、物件の概要を把握するための参考資料であるので、必ず、入札参加者自身において、現地及び諸規制について調査確認し、関係諸機関への問い合わせ等を行うこと。また、「物件明細」の内容が現況と異なる場合は、現況が優先するものとする。

双葉町駐車場跡地（双葉町487番１、494番６）



双葉町駐車場跡地（双葉町487番１、494番６）



